

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021260, SK2021264

② 施設の情報

名称：かほの森	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：實村 智樹	定員（利用人数）：20名
所在地：福岡県（不掲載）	
TEL：（不掲載）	ホームページ：なし
【施設の概要】	
開設年月日 昭和24年11月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会	
職員数	常勤職員：7名 非常勤職員：3名
有資格職員数	臨床心理士 1名 公認心理師 2名 保育士 5名 社会福祉主事 2名
施設・設備の概要	居室 20室 一時保護室 2室 管理棟 保育棟 学習棟

③ 理念・基本方針

（理念）

生活支援及び自立支援が必要な母子家庭に対して、質の高いサービスを提供します。

1. 母親に対して：生活や子育てに関する悩みに寄り添い、その意向を尊重して支援します。
2. 児童に対して：安全で安心な環境のもと、その最善の利益に向けて支援します。
3. 母子に対して：母子の関係性に配慮し、それぞれの意向を最大限に尊重して支援します。

（基本方針）

1. 私たちは、母子家庭の生活支援及び自立支援を行うことで、社会的使命を果たします。入所者への支援だけでなく、地域の要支援家庭等に対する子育て支援にも取り組みます。
2. 私たちは、利用者の意向を尊重した質の高い福祉サービスを提供します。福祉サービスという仕事を担っている責務を常に念頭に置き、専門性を高めていきます。
3. 私たちは、組織・チームとして利用者の支援にあたります。限られた職員数と労働時間の中で、組織として成果をあげるために創意工夫を図ります。

④ 施設の特徴的な取組

様々な理由で入所される利用者を積極的に受け入れ、入所に至った背景やそれぞれの成育歴を理解し支援方針を立てるよう取り組まれています。利用者の最善の利益を目指しチーム支援を意識し、入所中から社会資源を最大限活用することで、利用者が施設を退所した後も包括的に支援できるコミュニティづくりに取り組まれています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年8月1日（契約日） ～ 令和5年3月6日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

（1）母親や子どもの主体性を尊重した支援について

母親と子どもそれぞれの状況や状態を随時把握するように取り組まれています。母親や子どものストレンクス（潜在能力等）を引き出すことを意識し、状況や場面にあった声かけや働きかけを行い、母親や子どもが自己肯定感の回復や主体性が身につくよう支援を行っています。

（2）母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制について

母親と子どもの緊急利用について、緊急時対応マニュアル作成され、一時保護、短期利用事業など受け入れを行っています。24時間体制の宿直や夜勤、緊急利用のための生活用品等を準備、広域からの入所受入れ対応の体制を構築する等取り組まれています。また、暴力防止対策連絡協議会に参加し、関係する警察署、福祉事務所等と日頃から情報交換を行うなど緊急利用に対応した整備が行われています。

（3）感染症に関する対策について

感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備され、福岡県児童養護施設等感染症対策研修への参加や感染管理認定看護師を迎えての内部研修の実施等に取り組まれています。日頃から、検温・消毒等の感染症に対する予防策の実施や発生しても拡大しにくいような対策が行われています。また、感染症が発生した際は感染症認定看護師の助言を受け作成した対策マニュアルに沿って対応が行われています。

◇改善を求められる点

（1）単年度事業や年間研修計画について

単年度事業計画は職員参画のもと作成されるとともに、毎年同じ時期、同じ手順で計画の策定、評価、見直し、周知を行う仕組みづくりが望まれます。組織的に取り組み、職員が内容を理解することで福祉サービスの質の向上に繋がる効果が望めます。また、その周知を図ることで、利用者や地域の事業運営への参加を促す効果

も期待できます。年間研修計画も同様に組織的に取り組み、施設内外の研修に積極的に参加することで各職員のスキルアップを図る取組が期待されます。

(2) 事業運営の情報公開について

養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るためにも情報を公開することが望めます。具体的には、施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況や第三者評価の受審結果（施設独自の公開）、苦情・相談の体制や内容について公開することで利用者や地域の福祉関係者が施設のことを知る機会を得ることができます。日常の出来事や行事など、小さな取組からでも得られる情報は多くあります。多くの人々がインターネットから情報を得る時代になっています。運営の透明性の確保、事業運営をより円滑に進めるためにも早期のホームページ作成や情報公開が望めます。

(3) 支援の標準的な実施方法（手順書）の作成と見直しについて

支援の標準的な実施方法は、各施設における母親と子どもの状況等を踏まえた標準的な支援方法を定め、職員の違い等による支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。現在意識的に実施されている利用者の状況に応じて柔軟に個別的行われている支援（チーム支援）と合わせて取り組むことで支援の質の向上が望めると考えられます。様々な支援場面の標準的な実施方法を定め、書面化されることが望めます。また標準的な実施方法の中には支援実施の留意点、母親と子どものプライバシーの配慮等が明示されていることも求められます。

標準的な支援の実施方法の見直しは、職員の共通認識のもと、支援の質の水準を保ちながら自立支援計画の状況を踏まえた支援が実施されているかを検討する機会であり、施設として定期的な検証・見直しを行う仕組みの確立が求められます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、第三者評価を受審するにあたって、事前に職員全員が参加し、自己評価を実施している。その中で職員間一人ひとりの価値観の違いに改めて気付くことが出来た。利用者の特性や入所理由の多様化が以前に比べ顕著になり、施設としても幅広い対応が出来るように支援の質を高める事がよりいっそう求められている。今回の評価に関して、抽象的な内容については項目別に具体的な対応に落とし込んでいければと考えています。

第三者評価で受けた具体的な課題、指摘については、真摯に受け止め、PDCAサイクルを常に意識して業務改善に取り組む。また、利用者の最善の利益、利用者一人ひとりの要望に応えるため、日頃、職員間のコミュニケーションの促進を図り、チーム一丸となり、支援の質を高めていきたいと考えている。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の理念・基本方針はパンフレットや事業計画に明文化され施設の使命や目指すべき方向性を読み取ることができます。</p> <p>○理念、基本方針の内容を利用者用にわかりやすく説明された資料も確認でき、工夫されている姿が確認できました。</p> <p>○年に一度の会議で職員へ説明の機会が設けられていますが十分とはいえません。職員や地域の関係機関などに向け幅広く周知し、施設の支援に対する安心感・信頼を高める取組に期待します。</p>		

Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>○各種研修への参加や、地域の社会福祉法人のネットワーク（かま福祉ネットワーク委員会）に参加し定期的に地域のニーズについての情報収集や課題の把握が図られています。</p> <p>○支援のコスト分析や利用者の推移、施設の経営状況についてより細かく分析することが望まれます。</p>		
③	Ⅰ－2－（1）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>○経営改善を目指し、委託事業への公募など具体的な取組が進められています。</p> <p>○経営課題をより具体的なものに整理していく必要があると考えられます。また、法人本部とも情報共有し、組織として一体的に取り組んでいくことが求められます。具体的には、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を行い、具体的な課題や問題点を視覚的に明確にしていくことなどが挙げられます。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○単年度事業計画に中・長期的なビジョンが示されています。またその内容は経営環境等から分析・検討された結果を踏まえた内容となっています。 ○中・長期的なビジョンは示されていますが、組織の体制や設備、人材育成や支援・サービスの向上等に関するより具体的な計画としていく必要があります。また、計画実現の為の収支計画も合わせて策定することが求められます。		
5	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○中・長期的なビジョンに基づいた単年度事業計画が策定されています。支援についても目標・指針となる具体的な内容が記載され実行可能な内容となっています。 ○中・長期計画と同じように、組織の体制や設備、人材育成や支援・サービスの向上等に関するより具体的な計画としていくことが望まれます。		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<コメント> ○単年度事業は職員会議で職員に向け丁寧に説明されています。組織体制の変更もあり、今年度の計画は役員による作成ということでしたが、次年度以降は職員参画のもと計画が見直すことが予定されています。 ○単年度事業計画は職員参画のもと作成されるとともに、毎年同じ時期、同じ手順で計画の策定、評価、見直し、周知を行う仕組みづくりが望まれます。		
7	I—3—（2）—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<コメント> ○入所の際と毎年4月に事業計画の内容を説明する機会を設けています。また、理念や基本方針がわかりやすくまとめられた資料を準備されています。 ○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、母親と子どもの生活に密接にかかわる事項も多くあることから、説明のみでなく書面でも配布することなど積極的に周知する取組が望まれます。また、子どもへの周知、理解を促すための具体的な取組にも期待します。		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画に限らず、各業務において PCDA サイクルを継続的に実施できるよう取り組まれています。また、各々の業務においてよりよく実施できるような確認作業が行われています。</p> <p>○日常的な支援の質の向上に向けた具体的な取組と合わせて、施設としての自己評価の計画的な実施、結果の分析、課題解決に向けた流れを施設として定め、組織的にサービスの質の向上に向けた取組の実施が望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><コメント></p> <p>○過去受審した第三者評価の結果に基づいて、課題の確認やその改善についての話し合いを組織的に実施されています。しかし、職員の異動等で十分な成果が出るには至っていない現状です。課題を視覚的に明確化し、改善に向けた取組を継続されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
<p><コメント></p> <p>○施設長が苦情解決制度の責任者であることや、有事の際の役割は文書化されています。</p> <p>○施設長が職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことと考えられます。施設長の自らの役割と責任を視覚的に明確化し、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることが望まれます。また、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されることも重要です。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は外部研修や各関係機関との会議に参加し、その内容を職員へ周知するよう取り組まれています。</p> <p>○施設へより法令順守への意識を高める取組が望まれます。コンプライアンス規程の作成や法令順守に関する担当部署の設置、各種研修の開催や各種法令に関する外部研修への積極的な参加することなどが挙げられます。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は日頃から職員とこまめにコミュニケーションを図り、支援の質の向上に向けた話し合いが実施されています。また、実際に利用者への対応を行い、職員の模範となれるよう取り組まれています。</p> <p>○支援の現状について計画的に評価・分析を行う仕組みづくりやその改善に向けた取組を確実に実施していく体制づくりが望まれます。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○職種に関係なく全職員でチームアプローチを行うことで広い視野を持ち、各職員がオールラウンドプレイヤーとなれるよう取り組まれています。</p> <p>○施設長は経営改善に向けた検討を行い、今後の取組に対してのイメージや意識を明確にされています。職員への周知や会議の中で定期的に協議を行う機会を作るなど、施設内に同様の意識を形成し職員全体で効果的な事業運営を目指すための具体的な取組を期待します。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○福祉就職フェアへの参加や養成校との連携により事業運営に際し必要とする人材を確保されています。</p> <p>○単年度事業計画の中に人材の確保・定着・育成に向けた方針を重点施策として記載されています。法人の理念・基本方針の実現に向け今後必要と考えられる福祉人材や専門職、組織体制などについてより具体的な計画を立案し、人材育成や人材確保に向けた取組の実施が望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○施設長は年に2回職員との面談を実施し、期待する職員像について周知しています。職員の人事評価は実施されていますが、人事基準等をより明確にし職員が将来の姿を描くことができるような仕組みづくりが望まれます。</p> <p>○人事考課制度やキャリアパスなど、組織的に取り組まれることを期待します。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○時間外労働を少なくするため、一日の業務の流れを考慮しシフトを作成されています。また、職員が産前産後休暇や育児休暇、傷病休暇が取得できるよう取り組まれています。</p> <p>○互助会で職員の意見を反映した福利厚生が実施されています。互助会の費用は法人が半分負担することとなっています。</p> <p>○より働きやすい職場づくりに向けて、具体的な計画を策定し、さらなる体制づくりを期待します。また、外部の相談窓口を設置するなど職員がより相談しやすい仕組みづくりも望まれます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○施設長は年に2回職員との面談を実施し、期待する職員像について周知しています。職員は施設長へ小さなことも相談しやすい状況となっています。</p> <p>○より質の高い福祉サービスを提供する為には、職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることが必要と考えられます。職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認や目標達成度の評価ができる仕組みづくりが望まれます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>○事業計画の中で職員に必要な専門性について明らかにされています。</p> <p>○職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画の中でより明確にし、これらにもとづく教育・研修が適切に実施される必要があります。より質の高い福祉サービスの実現に向けて、事業所内外の研修に積極的に参加されることが望まれます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	c
<p><コメント></p> <p>○外部研修の情報を各職員へ周知し、希望に応じて参加することができるよう取り組まれています。外部の研修に参加した後、事業所内で伝達研修も実施されています。</p> <p>○研修計画やそのプログラムについては今後検討していく予定です。新人職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われること、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保することが必要です。また、策定された研修計画はその成果の評価・分析を実施し、次の研修計画に反映していく仕組みづくりも望まれます。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○コロナ禍であり、その流行状況に合わせてですが実習生を受け入れる取組が実施されています。養成校との連携も行われています。令和5年度も実習生を受け入れ予定です。</p> <p>○より効果的に研修・育成を行っていく為に、実習生の受け入れマニュアルの作成や施設で計画的に学んでいくための実習プログラムの作成が望まれます。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○定期的な広報誌は作成されておられず、ホームページも作成予定段階です。養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るためにも情報を公開する必要があります。具体的には、施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況や第三者評価の受審結果（施設独自の公開）、苦情・相談の体制や内容について公開することで利用者や地域の福祉関係者が施設のことを知る機会を得ることができます。行事など小さな取組からでも施設の雰囲気など得られる情報は多くあると考えられます。今は多くの人インターネットから情報を得る時代になっています。運営の透明性を確保するためにも早期の作成、公開が望まれます。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知されており、内部監査も年2回実施されています。</p> <p>○顧問税理士による外部監査を受け経営改善に取り組まれています。各種規程にそった業務が実施されているか、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか等施設の実情に合わせた検証も重要と考えられます。より公正かつ透明性の高い事業運営のため、弁護士や社会保険労務士等その他外部の専門家による監査にも積極的に取り組まれることを期待します。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画の中で地域との連携や地域支援について明確にされています。社会資源がリスト化されたパンフレットを利用者に紹介したり、地域のイベントを紹介する取組が実施されています。</p> <p>○現在はコロナ禍により外部の方の立ち入り制限など感染対策を実施されていますが、状況に応じて母親と子どもが地域の人々と交流を広げることを目的とした取組の実施に期待します。感染対策をしながら、もしくはオンラインを活用した取組も有効と考えられます。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○現在、サニクリーンや地域の歯科医師に衛生講習や歯磨き講習で来所していただいています。</p> <p>○以前はピアノ教室、絵本の読み聞かせ、絵画教室などでボランティアを受け入れていましたが現在はコロナ禍の影響もあり実施されていません。今後地域の高齢者の方に活躍してもらえる場を提供したいとボランティアの受け入れを検討されています。</p> <p>○ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、ボランティア受入れにあたっての手順や流れ、母親と子どもへの事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなどを含めてボランティア受け入れマニュアルの策定が望まれます。</p>		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○地域の社会福祉法人が参加するかま福祉ネットワーク委員会に参加しています。地域のニーズに合わせて人的・物的な支援が実施されています。各福祉事務所等の関係機関とも密に連絡をとり、利用者、職員、福祉担当者による面談等を行う機会を設けています。</p> <p>○さらなる取組として、母親と子どもに対する支援等の一環として行われるネットワークづくりや、退所が近い母親と子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てを盛り込み、支援の継続性を意識した具体的な取組に期待します。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○かま福祉ネットワーク委員会に参加し、地域の社会福祉法人と情報交換や地域の福祉ニーズ・課題の把握に努めています。</p> <p>○施設の職員が積極的に地域に出向く取組を通じて地域住民が施設を身近に感じることで、理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながると考えられます。施設のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組などを実施するなど、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズの把握に取り組まれることを期待します。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○かま福祉ネットワーク委員会に参加し地域のニーズに合わせて人的・物的な支援が実施されています。また、急な入所への対応・台風接近等災害時に避難場所の提供ができるよう電気、ガスを契約し家具家電等も備えた空き居室が準備されています。</p> <p>○今後の取組として、多様な機関等と連携し、社会福祉分野のみならず地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献する施設の主体的な取組に期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—１ 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○基本理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援について明記されています。</p> <p>○年２回人権に関するアンケートを実施し、母親と子どもを尊重した支援が提供できるよう取り組まれています。</p> <p>○さらなる取組として、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修の開催、支援の標準的な実施方法への反映など母親と子どもを尊重する姿勢について施設内で共通の理解をもつための取組に期待します。</p>		

29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○鍵置きなどに名前を表示しないこと、郵便物などの取り扱いに留意すること、会議や研修を通じてプライバシー保護に関する基本的な姿勢を職員へ周知される取組が実施されています。</p> <p>○母親と子どものプライバシー保護については母親と子ども尊重の基本であり、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアルを作成して理解を深める取組が必要です。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の情報は入所の際にパンフレットを用いて説明するほか、各居室にもサービス利用に関する情報がいつでも見ることができるよう準備されています。</p> <p>○見学の希望にも随時対応し、利用予定者だけでなく教育機関等の見学も受け入れ説明が行われています。</p> <p>○さらなる取組として、施設に入所予定の母親と子どもそれぞれに対して個別に丁寧な説明が実施される機会を設けることが望まれます。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画の作成に際して、利用者の意向を確認しながら作成し、作成した自立支援計画について丁寧に確認されるよう取り組んでいます。</p> <p>○母親と子どもに対し個別化を意識したアセスメントを実施し、支援の説明を行うことを心掛けています。母親のみでなく、子どもが支援の選択をできることや自己決定を意識した取組が望まれます。子どもの同意を書面で残すことも必要となります。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○支援やサービスの変更にあたっては各関係機関と連携したうえで、母親と子どもの意向を確認したうえで同意を得る取組が実施されています。</p> <p>○退所者へはその後の手続きや相談先を記載した文書を渡しています。</p> <p>○退所後も連絡や相談があった場合は対応し記録も書面で残されています。さらなる取組として、施設を退所した後も母親や子どもが相談しやすいよう担当者や窓口を設置し、退所時に書面で説明する取組が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○面談は入所持、1週間後、1か月後、半年後に行われています。その後は、不定期で実施し、意図的に雑談のなかでニーズを聴き取られています。</p> <p>○母親の会は組織化されていません。また、子どもの人数も少なく組織化することが難しい状況です。コロナ禍ではありますが、利用者満足度を把握していくための体制を確立し、工夫して利用者満足度を確認していく取組が望まれます。また、把握した内容をその後のサービスの改善に繋げていく仕組みづくりも望まれます。</p>		

Ⅲ—１—（４）母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の手順や体制が整備されています。苦情や要望を投函できるポストが事務所と保育棟に設置されています。合わせて、苦情解決の流れが明示された文書が各居室に備えられています。ここ数年、苦情及びその解決に至る事例はありません。</p> <p>○要望などを含めた相談は、日頃からコミュニケーションする中で拾い上げるよう努めています。</p> <p>○支援の質の向上につながる記録が個人台帳で確認できます。今後の取組として、苦情解決や苦情内容への対応を通じて支援の質の向上を図っていくことが望まれます。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○要望等解決制度マニュアルをはじめポスターの掲示、ポストの設置が実施されています。</p> <p>○相談対応の場所については、時に中庭であったり、その場その時の状況に合わせて実施されています。母親や子どもが相談しやすい状況に合わせた取組が実施されています。</p> <p>○さらなる取組として母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成し、周知する取組が望まれます。</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルを整備されています。</p> <p>○日頃からコミュニケーションを重視し、相談しやすい関係作りに努められています。相談された内容については随時記録をとり、職員間でその対応について話し合いが実施されています。</p> <p>○今後の取組として、相談対応マニュアルの定期的な見直しや、子どもの意見・相談を積極的に受け付けていく具体的な取組に期待します。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
<p><コメント></p> <p>○地元の警察に協力を依頼し、不審者侵入を想定した訓練を実施されています。また、日々の業務の中でヒヤリハット事例を集め、周知・分析する取組が実施される予定です。</p> <p>○リスク管理により積極的に取り組んでいく必要があると考えられます。具体的には、リスクマネジメントに関する責任者の設置、リスクマネジメントに関する会議等の開催、支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスを実施する仕組みづくりなどが挙げられます。組織的にリスクに関する取組を実施していくことで、職員の「危険への気づき」を促していくことが望まれます。</p>		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○福岡県児童養護施設等感染症対策研修への参加や感染管理認定看護師を迎えての内部研修が実施されています。</p> <p>○感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されています。</p> <p>○日頃から、検温、消毒等の感染症に対する予防策や発生しても拡大しにくいような対策が行われています。また、感染症発生した際はマニュアルに沿って対応が行われています。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○各種の災害時における体制や初動時の緊急連絡網などの関係書類は備えられています。また、消防計画の作成もなされ、避難訓練も定期的に行われています。</p> <p>○「事業継続計画」(BCP)については前回の第三者評価の受審結果から策定を進められていますが完成に至っていません。「事業継続計画」(BCP)を完成させ、より実効性の高い取組を積極的に行っていくことが望まれます。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>○各種手続き方法や入退所持の業務手順が作成されています。</p> <p>○標準的な実施方法は、養育・支援の基本的な相談・援助技術および支援全般についても文書化し、その手順によって自立支援計画を実施すること、職員の共通意識を図ること等が望まれます。また文書には実施の留意点、母親と子どものプライバシーの配慮等が明示されていることが求められます。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○手続き方法や入退所持の説明等に関しては随時更新が行われますが、その際の検討会議や改訂記録等への取組が期待されます。</p> <p>○標準的な実施方法の見直しは、職員の共通認識のもと、支援の質の水準を保ちながら、自立支援計画の状況を踏まえた支援が実施されているかを検討する機会であり、施設として定期的な検証・見直しを行う仕組みの確立が求められます。</p>		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>○アセスメントは、福祉事務所、母親等からの情報収集を行い、母親自身が状況や意向を別紙書面に記入しています。</p> <p>母親の自立支援計画には母親と子どもの意向が記入され、関係機関を含め、ほぼ全職員が参加する場で意見を出し合い、検討した上で作成され、自立支援計画には母親の押印があります。</p> <p>○アセスメントおよび自立支援計画は、母親と一体化したのではなく、母親と子ども一人ひとりのアセスメントにもとづく自立支援計画策定の取組が求められます。</p> <p>○アセスメントおよびアセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を策定する手順を明示する取組、さらに正確なアセスメントを行うためにアセスメント記載内容を充実させるなどの取組が望まれます。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画は、定期的な見直しの時期および担当者は一覧表で管理されています。支援会議は福祉事務所が参加したり、リモートで面談を実施し、利用者の意向を確認した上で最終的な更新が行われます。変更された自立支援計画書は回覧され、職員の確認印欄を設けています。</p> <p>○自立支援計画の見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項や、十分に実施できなかった内容等、支援の質に関わる課題等、評価結果の記録等への取組が望まれます。</p>		
Ⅲ—2—（3） 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○記録の書き方は研修資料の回覧が行われています。情報共有を求めない情報内容についてはアクセスの制限を設けています。職員会議、ケース会議、日常的な話し合いにより、支援の実施状況や情報共有が行われます。</p> <p>○母親と子どもの記録台帳は世帯ごとに作成されています。支援の推移が母と子ども、一人ひとりについて、書面で確認できるような工夫や取組が望まれます。</p> <p>記録文中の個人情報やプライバシーに関する記録のあり方や、記録者の記名あるいは署名等についても、検討されることが期待されます。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○個人情報保護規定があり、責任者の設置、記録の保管および保存期間の定め、破棄を行った場合の確認等も規程されています。電子データ消去は専門の業者に委託されます。開示の求めについても定めがあり、申請様式、手順が決められています。</p> <p>○保護者には個人情報の遵守と個人情報の利用目的の説明を行い、利用目的の書面同意が行われています。</p> <p>○個人情報の利用目的同意文書については、利用目的の見直しが期待されます。</p> <p>個人情報保護法は、定期的に見直しを行い、全職員に周知させる取組が期待されます。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの権利擁護の取組や権利侵害の防止等については、関連した報道等を題材にして話し合いやミーティングが行われます。</p> <p>○母親と子どもに対する権利擁護についての規程の見直し、マニュアルの整備等、権利侵害を発生させない組織づくりと対応（支援）方法等について取組み、職員間の認識の共有の確認を行う等、記録や周知・徹底の取組が期待されます。</p>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
<p><コメント></p> <p>○対応する職員のメンタル面も考慮しつつ援助体制を整えています。複数の職員が担当し、引継ぎ簿などを活用し、職員の行った対応が明確にされています。暴力等は、施設長に報告することを義務付け、暴力や虐待があった場合を想定した事実確認や原因の分析等を行うマニュアルが整備されています。昼礼時などに職員間で話し合われたり、グループ討議が行われています。</p> <p>○職員の不適切なかかわり等による権利侵害への処分について、就業規則に明示することや規定に基づいて厳罰に処分を行う仕組みを明確にして職員に周知することが求められます。</p>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
<p><コメント></p> <p>○入所時や、個人面談時に必要に応じて不適切な行為の防止について具体例を示して伝えることや、アンケートを実施し、日頃から対応について話し合いが行われます。気になる母親や子どもの様子を感じた場合は、施設長へ報告し、面談を迅速に行うなど、問題の早期発見・早期対応ができるようにしています。</p> <p>○入居者同士の交流等により、トラブルにならない付き合い方やトラブルの解決方法を学ぶ機会となるよう支援を行うなど、自立に向けて良好な人間関係の構築が図られるような取組が期待されます。</p>		

A④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○入所時に、親子関係に不適切な関わりがあった場合に、居室を訪問して職員が介入することの説明を行い、同意を得ています。職員は託児所、保育所や学校等と連携して子どもの心身の変化や母親の言動、態度等に注意を払い、母親と子どもの関係把握に努め、折に触れて子育ての助言や支援に努めています。</p> <p>○子ども自身が虐待等から身を守るために、年齢に応じた知識や具体的な対応を身につけるための、学習の機会を設けることが期待されます。</p>		
A—1—(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—(3)—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○学童活動は、宿題や課題に取り組むことや、友人と過ごしたり、制作や工作、遊びやルールを考え、想像力や表現力、生きる力を育む機会としています。参加は自由で、母親の理解や協力のもと行います。子どもたちが話し合っ、自主的な行動を考える場とされています。</p> <p>○入所者同士が集い、施設が意見・意向を直接聞く機会となる自治会活動が休止されています。母親と子ども自らが、権利を学び、意見を表明し、生活を改善する力を養い、自律性、責任感などの醸成を育むことが期待される活動であり、コロナ禍でも状況を踏まえ、工夫して取り組むことが望まれます。</p>		
A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は、母親と子どもそれぞれの状況や状態を随時把握するようにしています。母親や子どものストレンクス（潜在能力等）を引き出すことを意識して、状況や場面にあった声かけ、働きかけを行い、母親や子どもが自己肯定感の回復を図り、主体性を身につけていく支援が行われます。</p>		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの体験的な活動や、親子で参加できる学習を兼ねた講演等が実施されています。地域のイベントの活用や参加困難な母親や子どもには別のイベントを紹介し、同行することなどが検討されています。行事の後のアンケート実施や、行事案内文書は分かりやすい説明にしています。参加は自由が定まりとなっています。</p> <p>○コロナ禍でもあり、行事（プログラム）は作成されていません。ウィズコロナも見据えた施設の計画的な行事プログラムの作成が望まれます。ひとり親家庭では体験しにくい、スポーツやアウトドア、体験的なプログラムへの取組などが期待されます。</p>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所中から必要な機関と母親や子どもが繋がりを作る支援を行い、退所時には、退所先の福祉関係情報の資料を渡し、母親や子どもには、いつでも施設に電話連絡や来所で相談できることを伝えていきます。</p> <p>退所後は、電話による状況の把握、場合によっては往訪して安否確認や同行訪問等があり、記録も行われています。</p> <p>○退所後の支援計画の作成および退所時に相談窓口や担当者等を書いた覚え書き等交付の取組が望まれます。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑨	A—2—（1）—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所時の面談や定期的な面談で、母親と子どもの現在の状況、今後の目標や課題について、関係機関を含めて協議し、支援の方法や内容を母親とともに協議し、課題によっては職員の専門性を活かした連携・協議が行われています。</p> <p>○自立支援計画は母親が中心ですが、母親と子ども一人ひとりの課題に対応した専門的な養育と支援に取組むことが求められます。</p> <p>○自立支援計画は、母親および子どもが権利の主体であることを意識して、母親と子どもそれぞれにわかりやすい説明を行い、同意によって開始されます。必要に応じた自己決定支援等の取組が望まれます。</p>		
A—2—（2）入所初期の支援		
A⑩	A—2—（2）—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所に備えて、生活に必要な家財道具や生活用具の貸し出しを行い、直ぐに生活が始められるように準備されています。入所直後は生活に慣れるまで面談や声かけ、内線電話や居宅の訪問が頻回に行われます。希望や意向を確認しながら、子どもの学校や保育所等との調整を行い円滑な登校や保育所入所に繋がられています。保育所入所までは施設内で託児が行われています。</p> <p>○身体障がいのある母親や子どもでも、安心・安全な生活となるように、バアフリー住居環境への検討が期待されます。</p>		

A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑪	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○自立した生活に向けて、生活経験の乏しい母親や病気等で家事が困難な場合などは、食事の準備を一緒に行い、掃除、洗濯等の手順が示されます。金銭管理に不安のある場合は、母親の了解のもと、福祉事務所等関係者と相談し、一緒に家計簿をつけ、買い物の同行支援、家計の管理や貯蓄などを共に考える支援を行っています。</p> <p>○母親の自立生活を図るための工夫や取組の継続に期待します。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○職員は、日頃の母親と子どもの様子見守りや相談をしながら、また学校や保育所との情報交換を行いながら、母親の子育ての不安やかかわりの状況によっては、育児等の負担軽減の支援が行われます。</p> <p>○虐待等不適切なかかわりに対しては、事前同意があり、介入して迅速に対応する体制となっています。</p> <p>○子どもの発達段階や発達課題に応じた母親の適切な子育てやかかわりについては、地域の専門職等と連携協力等、母親一人ひとりに合わせた説明を行う取組が期待されます。</p>		
A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設では、利用者同士の交流を目的に母親同士が集う機会を設けることよりも、職員が一人ひとりの状態にあった関わり方を工夫して行われます。トラブルが起こった場合は両者から意見を聴取した上で対応し、両者がその後も生活していく事ができるように随時調整が行われます。</p> <p>○社会生活では母親や子ども間の人間関係の構築や、物事を解決するスキルを身につけることは大切であり、職員との信頼関係を基に、母親が利用者同士の交流へと踏み出せるような機会を設けるとともに、トラブル時の解決のあり方等の支援が期待されます。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○放課後は学習棟で学童活動を行い、学習支援や遊び、時期によっては登校練習など行われます。</p> <p>○特別な配慮が必要な子どもには、医療機関と連携して個別のカウンセリングが行われます。放課後等デイサービスでは、事業所との情報交換を行っています。必要に応じて通院の支援や保育園送迎が行われ、託児日誌、学童活動日誌を整備し健康状態や学習の進み具合等の記録をしています。</p> <p>○子ども一人ひとりの個別性を重視した成長や発達段階の状況を踏まえ、養育と支援が統一・統合された自立支援計画を活用した支援の取組が望まれます。</p>		

A⑮	A—2—(4)—② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○学習室では図書や仕切りを設けた机等が設置されており、職員が学習プリントの準備や宿題等の支援を行います。外部の学習教室の活用も選択できます。</p> <p>○進路相談や進学や就職に関しては、近年進学、就職の対象児童がいないため相談・支援は行われていません。相談があれば、意向に沿った進学・就職ができるように取組む予定です。体験的な学習として工作等が取り入れられています。</p> <p>○秘匿性を配慮し、施設内の学習ボランティアなど人的環境には取り組まれていないようです。子ども達の学習意欲を引き出す取組が望まれます。</p>		
A⑯	A—2—(4)—③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもと大人の関わりについては、地域の保育園、学校、外部講師来所時、放課後等デイサービスの職員などに受け入れられ、甘える経験を増やし、悪意や暴力のない大人を身近に感じられるように努めています。また、自身の気持ちを言葉で表現し相手に伝えることなどを意識した働きかけが行われています。</p> <p>○対話スキルを上げるための、様々なプログラムを作成して活用することや、グループワークで育ち合う力を活用し、お互いが成長し子ども同士の関係性を養う等の具体的な取組が望まれます。</p>		
A⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○子どもに性の疑問等に正確な知識を持って応えるため、職員が研修に参加するなどして、知識を増やし、適切な対応ができるように努めています。</p> <p>今後、市の保健師に相談し職員研修および、子ども達への学習会を考慮中であり、外部講師による年齢に応じた性教育を実施するように調整を行っています。</p> <p>○施設が行う意図的な性教育の計画や実施は行われていません。現在は準備段階であり、職員間で性教育のあり方等について検討を行い、年齢に応じた性の教育を実施することが求められます。</p>		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A—2—(5)—① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの緊急利用について、緊急時対応マニュアル作成され、一時保護、短期利用事業など受け入れがあり、宿直、夜勤の職員は24時間体制となっています。緊急利用のための生活用品等を用意しており、広域からの入所受入れ対応体制を構築しています。</p> <p>○暴力防止対策連絡協議会に参加し、関係する警察署、福祉事務所等と日頃から情報交換を行うなど、緊急利用に対応した整備が行われています。</p>		

A⑱	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>ODV等の被害体験から回復を図るため、母親と子どもの精神的なフォローを行うとともに、母親には法制度の内容や方法、リスク等について説明し、必要に応じた書類の作成や同行支援が行われます。</p> <p>○法的手続きが必要な場合は弁護士や法テラスへの紹介、同行等を行っています。</p> <p>また、関連機関とも情報交換は随時行い、母親と子どもの所在が知られた場合は、母親、福祉事務所等と対応策を協議し早急な対応を図る体制があります。</p>		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○職員はDVに対して正しい情報と知識を身に着けるために積極的に勉強会や研修会に参加して、研修内容は他の職員と共有が図られています。</p> <p>心理ケア等は、心理士が長期休暇であるため、必要に応じて連携した病院で服薬治療やカウンセリングが行われています。</p> <p>○職員の心理支援のスキルを向上させること等により、DV影響からの回復を一緒に考え支援する取組が期待されます。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設は暴力によらないコミュニケーションを目指しています。利用者対応を複数で対応するなどストレスを抱えない支援を行っています。学習室や託児中、保育園の送迎時に子どもと個別に関わる機会を持ち、子どもの話を共感的に聞き、子どもの思いに寄りそった対応を行い、自己肯定感の醸成を目指しています。</p> <p>○子どもたちが、子どもの権利について学習する機会をもち、子ども一人ひとりが大切な存在であることを学ぶことや、心理的プログラムによる被虐待体験からの回復の取組が望まれます。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親や子どもの家族関係の悩みや相談に応じています。家族関係の修復や再構築により、生活や心理面の支えとなることが考えられ、意向を確認しながら、母親や子どものニーズ、思い等を捉えて、親族関係に代弁や介入を含めた支援が行われています。</p> <p>○「ペアレントトレーニング」等の具体的なプログラムを活用した取組にも期待されます。</p>		

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A ㉓	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b
<p><コメント></p> <p>○精神疾患等、特別な配慮が必要な母親に対して通院同行や服薬管理、関係機関との連携を行っています。利用可能な社会資源の紹介と利用のための手続き代行などが行われています。通院同行支援や服薬については本人の同意のもとで主治医との連携を図っています。</p> <p>○外国人や身体に障がいのある母親と子どもの入所に備えて、福祉用具、コミュニケーションツール等の情報収集の取組が期待されます。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A ㉔	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○日頃から母親の就業意向や希望する職業等を把握し、資格取得や職業能力開発するサポートが行われています。就業困難な母親は施設長とつながりのある事業所へ依頼することもあります。就業相談先として就労継続支援 A 型・B 型、障がい者基幹相談支援センター等の関連事業所と繋がり、職業開拓を行っています。</p> <p>○母親が就業の間、学童保育を利用し、病児保育を行う事業所と連携し、活用しやすいように環境づくりが行われています。</p>		
A ㉕	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○就業継続が困難な方の個別対応を施設と勤務先が連携して行っています。</p> <p>○職場環境や人間関係等、困りごとや悩みごとの相談・助言など幅広く行われています。母親が望む場合は、同行する支援を行います。障がいを持った母親の就労については、手帳取得、福祉的就労など、母親の意向や健康状態に応じて支援が行われています。</p>		